

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2016年（平成28年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	本鵜沼四丁目3405番8地先		5.0	19.0
	919号線	本鵜沼四丁目3405番4地先			
2	村岡	川名字通町694番3地先		5.0	36.5
	492号線	川名字通町694番1地先			
3	藤沢	花の木5398番9地先		4.0	43.8
	755号線	花の木5378番17地先			
4	善行	立石一丁目3278番3地先		4.1 ～ 4.2	53.5
	615号線	立石一丁目3263番17地先			
5	六会	亀井野字不動前840番26地先		4.5	24.8
	880号線	亀井野字不動前840番20地先			
6	六会	亀井野四丁目16番34地先		4.5	22.3
	881号線	亀井野四丁目16番29地先			
7	長後	長後字天神添1315番1地先		4.5	60.2
	908号線	長後字天神添1316番10地先			

## 提案理由

鷓沼919号線ほか6路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

## 参 考

### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。